

令和 7年 2月 7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

前橋市長 小川 晶

|                   |                                                         |
|-------------------|---------------------------------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 前橋市<br>(10201)                                          |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 南橋地区<br>(上細井、下細井、北代田、下小出、竜蔵寺、青柳、日輪寺、川端、田口、関根、荒牧、上小出、川原) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年9月26日 令和6年12月13日<br>(第1回) (第2回)                     |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計38.1ha、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計30.2haとなっているため、新たな担い手の確保が必要である。

・農業者の高齢化が進む一方で、後継者が少なく、農地の担い手が見つからない。そのため遊休農地も増えている。

・市街化区域に狭小農地が点在するほか、農業振興地域においても田、畑、農道等が狭小であり、現状の大型トラクターや農耕者等の出入りが困難な農地が多く、条件の良い農地が少ないため効率的な営農に支障をきたしており、担い手への集積を阻んでいる。また、用排水路の整備が進んでいないところもある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

担い手が少ない地区であることから、協力し合いながら、育てていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 267.0 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 232.3 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha     |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内農地及び農振農用地区域外農地とする。

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和6年12月13日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

・上細井町仮換地9-3 2,823㎡ 他40筆 全90,428㎡ 地図-南橋地区

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針                                                       |
| 農地の出し手と受け手のマッチングをスムーズに行えるように農用地の集積、集団化の取組を行う。                           |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針                                                       |
| 農地中間管理機構の周知を徹底するとともに、地域内の農業を担う者等へ農地の集積・集約化を行う。                          |
| (3) 基盤整備事業への取組方針                                                        |
| 基盤整備の実施とともに、用排水路の整備も進めていく。整備が済んだ農地は農地中間管理機構を活用し担い手への集約を推進する。            |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                   |
| 近隣や他の地域からの新規参入者や新規就農者などを、地域内の新たな農業を担う者として受け入れを促進するとともに、地域として担い手を育成していく。 |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                    |
| 農業協同組合等は、農作業の受委託に努めるとともに、農業者の組織化の推進に取り組むものとする。                          |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                   |                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

|  |
|--|
|  |
|--|